

大阪府・高石市まちづくり連携協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、大阪府と高石市が連携し大阪のまちづくりグランドデザインの推進及び大阪湾ベイエリアの活性化並びに高石市の総合戦略の実現に向けて地域資源を最大限に活かすため、高石市が保有する旧市民会館・図書館跡の活用と合わせ、隣接する大阪府が保有する大阪府立臨海スポーツセンターの一体的活用を含めたまちづくり施策の検討を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、大阪府・高石市まちづくり連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 開発候補地の現況の調査及び研究
- (2) 開発候補地の一体的活用のための調査及び研究
- (3) 民間事業者による開発手法の調査及び研究
- (4) 開発候補案（基本構想）の策定
- (5) その他必要な事業

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、大阪府総務部市町村局長、大阪都市計画局長、大阪府教育庁理事兼教育次長及び高石市副市長とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、第3条に定める事業について協議する。

- 2 協議会の会議は、構成員が招集する。
- 3 協議会は、必要に応じ会議の構成員以外の者を会議に参加させることができる。

(部会)

第6条 協議会の事務を補助するため、部会を設置する。

- 2 部会は、協議会の構成員が、各々の所属の職員の中から指名する部会員（複数名の指名を可とする。）により構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て大阪府市町村局及び高石市総合政策部において処理する。

- 2 部会の庶務は、関係者の協力を得て大阪都市計画局及び高石市総合政策部において処理する。

(雑則)

第8条 この規約の改正は、協議会の構成員が会議に諮って行う。

- 2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、構成員が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和7年12月24日から施行する。